

「共謀罪」の何が問題で、どこが怖いのか

弁護士 中西 基

第1 「犯罪」とは

1 「犯罪」とは？

罪刑法定主義

<安全>と<自由>

2 「犯罪」の既遂、未遂、予備、陰謀（共謀）

既遂：犯罪の実行に着手してこれを遂げ、犯罪を完成させること

未遂：犯罪の実行に着手したが、これを遂げなかった（実行行為が完成しなかった、又は、結果が発生しなかった）

予備：実行の着手に至らない準備行為

陰謀：複数の者の間での犯罪の合意

※既遂犯が原則。

※未遂犯は例外。

※予備罪はごく限られた例外。（内乱罪、外患罪、私戦罪、放火罪、殺人罪、身代金目的略取・誘拐罪、強盗罪、通貨偽造罪）

※陰謀罪はさらにごくごく限られた例外。（内乱罪、外患罪、私戦罪）

3 共謀共同正犯

共同正犯：2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

共謀共同正犯：2人以上の者が犯罪の実行を共謀し、共謀者のうちある者がこれを実行したときは、現に実行行為を分担しなかった他の共謀者についても共同正犯とする。

※犯罪類型に制限なし。

第2 「捜査」とは

1 「捜査」とは

刑事訴訟法189条2項

「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」

司法警察職員 : 一般司法警察職員（警察官）

特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官、麻薬取締官等）

2 強制捜査と任意捜査

強制捜査 : 個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的
を実現する行為。

逮捕、勾留、搜索、押収、電磁的記録の取得、検証、鑑定、通信傍受

※強制捜査は法律の規定が必要である（強制処分法廷主義）

※強制捜査のためには裁判所の発する令状が必要である（令状主義）

任意捜査 : 強制捜査にあたらぬ捜査。職務質問、写真撮影など

3 刑事事件の流れ

捜査の端緒

↓

捜 査

↓

検察官送致（書類送検）

↓

起 訴

↓

刑事裁判（1審、2審、3審） → 有罪 → 刑の執行
→ 無罪

第3 共謀罪

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

【2017年3月21日提出の政府案】

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

- 一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮
- 二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

【2004年2月20日提出の政府案】

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

- 一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮
- 二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

	従来の共謀罪法案	今回の共謀罪法案（「テロ等準備罪」）
犯罪主体 (?)	団体の活動として	<u>テロリズム集団その他組織的犯罪集団の団体の活動</u> として
対象行為	共謀	<u>2人以上で計画</u> 但し、犯罪実行の「 <u>準備行為</u> 」が必要
対象犯罪	長期4年以上の懲役・禁錮（676の 犯罪）	<u>対象を減らす</u> （277の犯罪）

※ 政府は、従来の共謀罪と異なり、次の2つの要件を追加したから、一般市民には適用
されないとしているが・・・？

- ① 適用対象を『組織的犯罪集団』に限定
- ② 単なる共謀だけではなく、共謀をしたうちの誰かが「準備行為」をしたときに
処罰される。「共謀」だけでは処罰されない。

第4 共謀罪のどこが問題か？ 何が恐ろしいのか？

- 1 「計画した」こと自体が犯罪とされ、処罰される。

計画した＝話し合った、相談しただけで、犯罪になる。

自由に話し合うことすら脅かされる。

- 2 捜査機関は「犯罪があると思料」すれば、捜査が可能になる。

共謀罪は「実際には起きていない犯罪」を「犯罪」だとして取り締まるものだから、捜査機関は、「実際には犯罪を犯していない人物・団体」を「犯人」だとして捜査することができるようになる。日常的に捜査機関が市民の活動を監視する口実になる。

捜査機関による捜査権限の乱用はこれまでに何度も繰り返されてきた。これまではこっそりやっていた違法な捜査も、堂々とできる。

市民同士の密告、相互監視にもつながりかねない。息苦しい社会に。

<盗聴、尾行、監視>

- ・神奈川県警公安による共産党緒方国際部長の盗聴（1986. 11）
- ・堀越事件、公安警察による 29 日間にわたる尾行・監視（2004. 3）
- ・大分県警が連合大分の建物敷地内に隠しカメラを設置して監視（2016. 6）

<別件捜査、でっちあげ → 長期勾留、関連場所を一斉に家宅搜索>

- ・倉敷民商事務員を法人税法違反で逮捕（2014. 1）
- ・京丹後市Xバンドレーダー基地反対活動家を「白タク」で逮捕（2015. 6）
- ・辺野古基地建設反対活動リーダーを威力業務妨害で逮捕（2016. 11）

第5 国連・国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）との関係について

- 1 国際組織犯罪防止条約は、批准するべきか？
- 2 共謀罪・参加罪を創設しなくても、国際組織犯罪防止条約は批准できるのか？
 - 賛成派 : 共謀罪を創設しなければ批准できない。
 - 反対派 : 共謀罪を創設しなくても批准できる。

条約5条（組織的な犯罪集団への参加の犯罪化）

- 1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - (a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）
 - (i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と**合意すること**であって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの
 - (ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に**参加する個人の行為**
 - a 組織的な犯罪集団の犯罪活動
 - b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。）
- → 共謀罪の創設は条約上の義務であり、留保できない。
これまでに批准した国で、共謀罪・参加罪の創設を留保した国はない（？）
アメリカ合衆国は留保している（？）
- → (1) 共謀罪の創設は義務ではない。
未遂より前段階での処罰規定はすでにある（予備罪など）。
立法ガイド51
(2) 共謀罪の創設は義務ではあるが、拒否（留保）できる。
(3) 予備罪があるので共謀罪の創設は不要である。

<共謀罪関連年表> (作成：安原邦博弁護士)

2000年(平成12年)

11月15日 第55回国連総会決議25号の附属書1として、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(パレルモ条約)を採択

12月12日 日本国：同条約に署名

2003年(平成15年) (小泉内閣)

03月11日 第1次小泉内閣：第156回通常国会に共謀罪の1回目の国会上程

05月14日 日本の国会、パレルモ条約を承認。しかるに日本政府は、すぐに批准手続きを取ることができたのに、とらないまま現在にいたる。理由は、共謀罪をつくりたいから

07月23日 共謀罪法案を衆院法務委員会に付託

09月25日 パレルモ条約発効(日本との関係では未発効)

10月10日 国会解散により共謀罪廃案(1回目)

2004年(平成16年)

02月20日 第2次小泉内閣：第159回通常国会に共謀罪を2回目の国会上程

04月05日 共謀罪法案 衆院法務委員会に付託

2005年(平成17年)

08月08日 小泉内閣：第162回通常国会、衆院解散(「郵政解散」)により共謀罪廃案(2回目)

09月11日 第44回総選挙：自民圧勝(自公で3分の2の議席)

10月04日 第3次小泉内閣：第163特別国会に、3回目の共謀罪上程

10月12日 共謀罪法案 衆院法務委員会に付託

2006年(平成18年)

04月21日 与 党：共謀罪の第1次修正案

04月28日 民主党：共謀罪修正案

05月19日 与 党：第2次修正案、小泉首相：衆院法務委員会での強行採決見送りを指示

06月01日 与 党：民主党案の「丸呑み」を表明

06月02日 民主党：審議拒否

06月16日 与 党：第3次修正案

09月26日 小泉内閣から第1次安倍内閣成立へ

2007年（平成19年）

09月26日 安倍内閣から福田内閣成立へ

2009年（平成21年）

07月21日 第171通常国会，衆院解散により**共謀罪3回目の廃案**

08月30日 総選挙。**民主党第1党に**。この選挙での民主党公約である「政策 INDEX 2009」で、「共謀罪を導入することなく国連組織犯罪防止条約を批准手続を進めます」との公約。しかしながら、実際には批准手続をとらないまま

2012年（平成24年）

04月27日 自民党改憲草案発表

12月16日 第2次安倍内閣成立

2013年（平成25年）

10月03日 日米「2+2」

12月04日 国家安全保障会議（NSC）発足

12月06日 特定秘密保護法 強行採決

12月17日 ・国家安全保障戦略（NSS）（ガイドライン改訂等）
・新防衛大綱（「専守防衛方針」の放棄を明記） ・中期防衛力整備計画

2014年（平成26年）

07月01日 解釈改憲による**集団的自衛権行使容認の閣議決定**

2015年（平成27年）

04月27日 日米ガイドライン再改定

04月28日 日米首脳会談

その後の記者会見：オバマ大統領「日本はアジア太平洋と世界中で、より大きな責任と役割を引き受ける」、安倍首相「(新ガイドラインで) 切れ目のない対応をすることで、日米同盟の抑止力と対応力を高める」

07月15日 安保関連法（戦争法） 衆院強行採決

09月19日 戦争法：参院強行採決

2016年（平成28年）

08月26日 「共謀罪 要件変え新設案『テロ等準備罪』国会に提出検討」（「朝日」朝刊の一面トップ記事）

09月15日 法務大臣とケネディ駐日大使との会談をマスコミ報道

・法務大臣：「(共謀罪法案を) 提出できる環境をできるだけ早期に整備できるよ
う努めていく」

・ケネディ大使：「アメリカとしても協力できることがあれば協力したい」

2017年(平成29年)

01月05日 ・安倍首相：共謀罪を新設する「組織犯罪処罰法改正案」を通常国会に提出する
方針を固めた。2020年東京五輪・パラリンピックに備え、国際的なテロに
も備えるために法整備が必要と判断

・菅官房長官：「国際組織犯罪防止条約に基づいて各国と連携するため、法整備が
不可欠」(2017年1月5日記者会見)

・2016年秋の臨時国会提出を見送り名称・構成要件の見直しを進めていた。

01月27日 公明党：共謀罪容認へ

・「対象になる犯罪を政府が現在想定している676から300前後に減らせば、
テロ対策として世論の理解が得られると判断した」「法案の必要性は認識して
いる。国民の懸念をどこまで解消できるか」「出せば、成立を見込むのが基本」

02月01日 刑事法研究者137氏 反対声明を公表

02月17日 日本弁護士連合会

「いわゆる共謀罪を創設する法案を国会に上程することに反対する意見書」

03月21日 第2次安倍内閣：第193通常国会に**共謀罪を4回目の国会上程**

「テロ等準備罪」などとして…

03月31日 日本弁護士連合会

「いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の国会上程に対する
会長声明」

04月06日 衆議院本会議で審議入り

04月14日 衆議院法務委員会で審議入り

04月21日 盛山正仁法務副大臣

「一般の人が(共謀罪の捜査の) 対象にならないということはないが、ボリューム
は大変限られている」と答弁

04月25日 衆議院法務委員会で参考人質疑

小林よしのり氏「市民が萎縮して民主主義が健全に成り立たなくなる」

05月03日 憲法こわすな！5. 3おおさか総がかり集会@扇町公園

0 5 月 2 1 日 大阪弁護士会主催

「共謀罪は4度目も廃案へ！監視社会は絶対にアカン！！」大集会

@うつぼ公園 14時～集会（登壇団体多数予定），集会後パレード予定

0 6 月 1 8 日 国会最終日（延長されなければ）